

第 3 次生駒市環境基本計画の策定について

1. 趣旨

(1) 計画策定の根拠

生駒市では、「生駒市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市環境基本計画」を策定している。

10 年を計画期間として平成 21 年に策定した「第 2 次生駒市環境基本計画」は、平成 30 年度に終了することから、次期計画として「第 3 次生駒市環境基本計画」を策定する。

(2) 計画の必要性

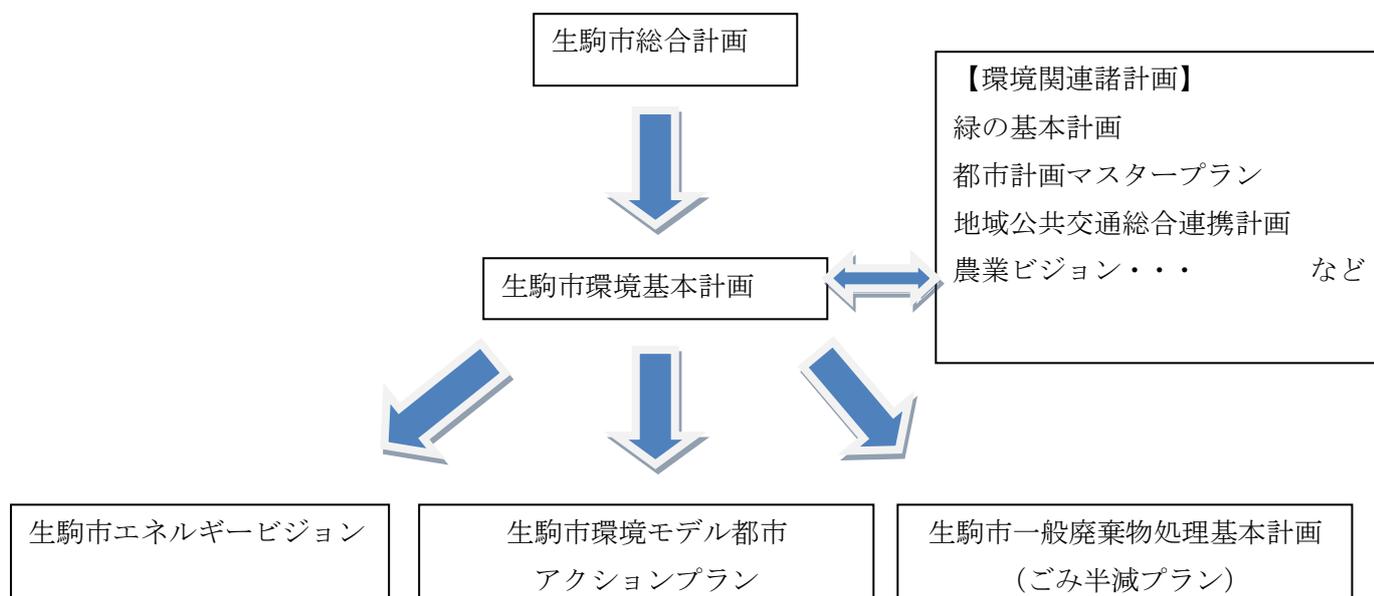
近年の環境を取り巻く国内外の政策動向として、地球温暖化対策においては、世界的な枠組みとして平成 27 年に開催された COP21（気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で、「パリ協定」が採択された。これを受けて、日本国内において平成 28 年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「平成 42 年度までに平成 25 年度比で 26%削減」という新たな温室効果ガス削減目標達成に向けての取組が示されている。

また、平成 25 年に策定された「第 3 次循環型社会推進形成基本計画」では、リサイクルよりも優先順位が高いリデュース、リユースの取組を強化するなど、循環型社会構築の必要性が高まっている。

第 3 次計画は、これらの国等の政策の動向に加え、人口減少、少子高齢化等、社会情勢の変化を踏まえ、本市の環境施策のあるべき姿を整理し、基本目標を明確化するとともに、それを実現するための具体的施策を検討し、本市における今後の環境政策の基盤となるものとして必要な計画である。

(3) 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境政策における総合的な計画であり、本市における最上位計画である生駒市総合計画の理念や目標を環境面から実現するための計画である。市の環境関連諸計画とも連携・調整を図っている。



2. 第2次環境基本計画の成果と課題

第2次環境基本計画の特長としては、分野別ビジョンを柱とした具体的協働プロジェクトが計画の大半を占めていること、計画の推進体制として、計画策定後に設立された市民・事業者・行政の協働組織である生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）が中心となっていること等が挙げられる。

これらの特長から、多くの市民・事業者の参画のもと、計画を推進する体制が確立されたことが大きな成果である一方、行政が実施する環境分野の施策体系については必ずしも明確ではなく、第2次計画策定後につくられた生駒市エネルギービジョン（※1）や生駒市環境モデル都市アクションプラン（※2）、生駒市一般廃棄物処理基本計画（※3）との関係が明確に整理されていない部分が存在する。

※1 生駒市エネルギービジョン（計画期間：平成26～30年度）

再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した本市におけるエネルギー施策の基本的な方針。

※2 生駒市環境モデル都市アクションプラン（計画期間：平成 26～30 年度）

低炭素社会づくりを推進するとともに、住宅都市としての地域課題の解決を目指すため、市域の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 35%、2050 年度までに 70%削減するという高い目標を掲げた計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律による「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けている。

※3 生駒市一般廃棄物処理基本計画（ごみ半減プラン）（計画期間：平成 23～32 年度）

平成 23 年度から 10 年間の生駒市のごみ減量・資源化及び適正処理の取組の基本方針を示す計画。「ごみ半減による持続可能な社会の実現」という長期的展望を持って、10 年後のごみ焼却量を半減させることを目標としている。

3. 第 3 次環境基本計画の基本的な考え方

（1）計画期間

同時期に策定される第 6 次生駒市総合計画とも整合を図りながら、計画期間は、環境を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応できるように検討する。

（2）効果的な計画体系の構築

生駒市エネルギービジョン、生駒市環境モデル都市アクションプラン等の理念や実績を踏まえ、各計画の統合を含めて、より効果的な計画体系を構築する。

（3）第 2 次環境基本計画の特長の継承

第 3 次環境基本計画では、第 2 次計画の特長であった市民参画による計画づくりと、協働による計画推進の考え方を継承しつつ、協働プロジェクトと行政が実施する施策とのバランスを考慮しながら策定する。

（4）まちづくり推進を視野に入れた方針の導入

計画の方針としては、環境分野に留まらず、人口減少、少子高齢化、環境を取り巻く社会情勢の変化にも対応し、環境施策を推進力としたまちづくり・地域活性化へとつなげられるような計画を目指す。

（5）効果的な進行管理システムの構築

計画の進行管理は、既存の仕組みである生駒市環境マネジメントシステム（※4）の見直しやより効果的な活用を検討し、計画の実効性を確保する。

※4 生駒市環境マネジメントシステム

生駒市役所の全ての所属が、環境関連計画に規定する望ましい環境像を実現するため、

環境配慮の方針や計画を立て(Plan)、その実現に向けて実行し(Do)、公募による市民委員で構成する「生駒市環境マネジメントシステム推進会議」による取組状況の点検・評価を受け(Check)、改善する(Action)、PDCA サイクルによる進行管理の仕組み。

4. 計画策定の体制

計画策定にあたっては、市が計画素案をまとめ、環境審議会に諮った上で、策定していく。素案をとりまとめるにあたっては、多様な市民の意見聴取と参画に努める。

(1) 生駒市環境審議会

役割：生駒市環境基本条例に基づき、環境基本計画に関すること等を調査審議する。

◆今後のスケジュール（予定）

日程	審議会における審議内容	主な業務スケジュール	議会報告
H29. 9. 11	・第3次生駒市環境基本計画の策定について概要説明		・策定作業着手報告
H29. 9月～10月		・市民アンケートの実施	
H29. 11月	・計画策定に関する方針等詳細説明		
H29. 12月		・市民ワークショップ立ち上げ	
H30. 2月	・市民アンケートまとめ報告 ・計画骨子の検討	↓ ワークショップ開催	
H30. 6月	・計画素案の検討 ・市民ワークショップで出た意見を反映させた素案の報告		
H30. 8月	・パブリックコメント案の検討		
H30. 9月			・パブリックコメント案報告
H30. 10月		・パブリックコメントの実施	
H30. 11月	・パブリックコメント結果報告		
H31. 1月	・計画最終案の決定		
H31. 3月			・計画策定報告

(2) 市民意見の聴取方法

A. 市民アンケート調査

- ◆対象者：18歳以上の市民（住民基本台帳から層化無作為抽出）
- ◆対象数：2,000人
- ◆配付・回収方法：郵送
- ◆調査内容（案）：
 - ①基本属性、②環境モデル都市認知度、③環境への関心・考え方
 - ④現状の環境に対する評価と今後の要望、⑤生駒市の環境で誇りに思うところ
 - ⑥環境行動実施状況、⑦取組の認知度・参加状況・関心度
 - ⑧生駒市の環境に関する理想的な将来像、⑨将来像実現のための取組
 - ⑩環境関連情報入手先、⑪地球温暖化対策

◆スケジュール

日程	作業内容
～9月上旬	調査票作成
～9月下旬	調査票を対象者へ発送
～10月上旬	調査票の回収
10月中旬～	入力、集計、分析

B. ヒアリング調査

既に第2次環境基本計画の推進に携わっているECO-net 生駒に加え、市内環境活動団体にヒアリングをおこない、取組状況や課題について把握した上で計画に反映させる。

- ◆対象：①ECO-net 生駒 ②市内環境活動団体 ③庁内他所属（環境関連部署、教育委員会、市民活動関連部署）

C. 市民ワークショップ

環境基本計画推進に関わる各主体に、大学生等若い世代の新規層も加えた構成で市民ワークショップを開催する。なお、公募メンバーを募集するにあたり、キックオフセミナー兼説明会を開催する。

対象者 (案)	環境基本計画推進に関わる各主体：生駒市に在住、在勤又は在学(生駒市と包括協定を結んでいる大学を含む)している 18 歳以上の人 20～30 名程度。 ・公募市民 ・ECO-net 生駒会員 ・事業所 ・環境関連市民団体 ・学校等関係者 ・大学生 ・市職員
スケジュール	キックオフセミナー兼説明会 11 月頃の土日に 1 回 ワークショップ 1 月頃から 6 回 (予定)
内容	<p>【キックオフセミナー兼説明会】</p> <p>テーマ：(仮) パートナリシップで実現する持続可能な地域づくり ～環境モデル都市・生駒の未来を考える</p> <p>プログラム</p> <p>①市民ワークショップ参加者募集について</p> <p>②基調講演</p> <p>演題：(仮) 持続可能な地域社会と資金循環の仕組みづくり</p> <p>【ワークショップ】</p> <p>・参加者の意識をあわせる「勉強会」と「ワークショップ」を開催する。</p> <p>・ワークショップで出された意見や提案は環境像（ビジョン）や取組（プロジェクト）などに反映する。</p> <p>テーマ（案）</p> <p>第 1 回：生駒市の環境の概要、生駒市の環境のいいところ、課題</p> <p>第 2 回：まちの将来像について</p> <p>第 3 回：生駒の環境をより良くするための私の提案</p> <p>第 4 回：提案を具体化するために</p> <p>第 5 回：意見まとめ&発表</p> <p>第 6 回：計画素案の共有</p>

D. パブリックコメント

市民アンケートや市民ワークショップ等の結果をふまえて作成した計画素案に、より多くの市民の声を反映させるため、パブリックコメントを実施する。(H30 年 10 月頃に実施予定)。